

政令 第四百二十五号

津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）附則本文の規定に基づき、この政令を制定する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行期日は、平成二十三年十二月二十七日とする。